

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年8月16日（水）午前10時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

総務課 篠宮課長 松田主査補

3 件名

損害賠償請求訴訟に係る市の対応について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【主な意見】

- ・東京の不動産の売却と自宅の持分についてを分けて判断できるか。  
⇒市訴訟代理人からは、東京の不動産を先行して売却し、その他を留保した場合、その現金を保全するための手間がかかってしまうため、他の項目等も併せて、市としての政策決定をして欲しいと言われている。
- ・相手方の不動産の売却方針には、おおむね了解するが、具体的な和解案が提示されるまで、最終的な市の判断は留保する。  
⇒次回9月15日の弁論準備手続以降に裁判所からの和解案が提示される予定であり、その和解案が提示され次第、改めて行政経営戦略会議に付議することとする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

## 別 記

### 第 1 号様式その 1（第 4 条第 4 項関係）

平成 2 9 年 8 月 1 6 日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（総務部総務課）

#### 1 件名

損害賠償請求訴訟に係る市の対応について

#### 2 目的

北総線運賃値下げ支援補助金をめぐる住民訴訟の判決確定後 6 0 日を経過しても損害賠償金が支払われないため平成 2 7 年 3 月 2 3 日付けで訴訟を提起している件について平成 2 8 年 6 月の政策会議にて裁判所の和解方針及び原告からの留保事項について決定済みであるが、相手方から裁判所を通じて和解金に充てるために東京の不動産の売却することについて市の了解を求められているため、売却の可否及び控除項目について検討する。

#### 3 効果

現在、損害賠償金は元金 2 3 6 3 万 2 千円に利息を加えると 3 千万円を超えており、強制執行等をして回収額や期間は定かではないため、裁判所の和解案により、確実に損害賠償金を回収し、早期解決が図られる。

#### 4 現状と課題

平成 2 2 年 1 0 月の住民監査請求から起算して 7 年の年月を経過しており、原告団からの弁護士報酬請求 6 3 4 万円に対して一時金として 1 0 0 万円のみ支出している状況であり、訴訟の進行により回収額の一定の見通しが明らかになった時点で改めて協議することとしている。

#### 5 対応（裁判所の和解方針に向けた対応について）

1 東京の不動産については、1 2 8 0 万円で売買すること及び各控除項目については、原告側の査定を上回るものであり市訴訟代理人も妥当性がある判断しているため、売却を認めることとしたいが、位置指定道路の発生した費用について、門柱及びブロック塀の撤去工事費用については要求があれば認めるが、申請手続き費用については、被告が負担すべき費用とは言い難いため認めないこととしたい。

2 自宅の持分（1 0 分の 3）については、相手方に提示金額の妥当性を証明するよう連絡しており、裁判所がその金額の妥当性を認めるのであれば市も認めることとしたい。

3 預貯金については、裁判所の和解方針に基づき、9 9 万円に満つるまでの現金を法定自由財産として控除することを認めることとしたい。

なお、最終的な市の判断については、上記の方向性が全て示された和解案が裁判所から提示された後に改めて協議することとしたい。

#### 6 スケジュール

8 月 3 1 日：売買契約締結

9 月 1 5 日：第 1 6 回弁論準備手続

9 月又は臨時議会：和解及び補正予算について議会の承認を得る。

1 0 月未定：第 1 7 回弁論準備手続 裁判上の和解成立 仮差押取下げ

1 0 月 3 1 日：売買契約決済

#### 7 関連情報

関係法令等	地方自治法第 2 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づく訴訟
関係課	総務部総務課
予算措置	和解についての議案と併せて、歳入歳出補正予算案を提出

**背 景**

- 平成27年1月15日 最高裁判所が横山氏の上告棄却及び上告不受理決定
- 平成27年3月23日 判決確定から60日(3月16日)を経過しても支払われないため、地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟を千葉地方裁判所に提起

**裁判経緯**

- 平成27年5月18日 佐倉支部において第1回口頭弁論 (公開)
  - ・訴状及び答弁書の確認
- 平成27年9月7日 千葉地方裁判所において第1回弁論準備手続(非公開)
  - ・被告から和解を望む意見が出される
- 平成27年12月25日 第4回弁論準備手続(非公開)
  - ・千葉地方裁判所から被告の不動産売却の検討を指示
- 平成28年6月2日 千葉地方裁判所から和解方針(資料3)
  - ・別添のとおり①足立区の物件 ②自宅の持分 ③預貯金
- 平成29年9月15日 第16回弁論準備手続(非公開)

**損害賠償金等**

- ◎損害賠償金請求額 2,362万2,000円 に加え年5分の割合の額
  - 8月16日現在 3,130万1,069円
- 住民原告団請求額 634万1906円
  - ・一時金として平成27年9月9日に100万円支払い済み
  - ・残金については、損害賠償金確定後別途協議
- 市の弁護士費用 約341万円(内訳は資料2のとおり)
- ◎裁判関係費用 計 約975万

**和解金予定額 1,146万5,682円**

① 足立区	売却金額	12,800,000円
	控除後	9,345,682円 ※内訳は資料2参照
② 自宅の持分	持分金額	212万円
③ 預貯金	預貯金額	99万円まで法定自由財産となるため 0円

**審議事項**

- 1 足立区の売却について、提示金額を認めるか、また、控除金額を認めるか。
  - ※市の訴訟代理人である弁護士からは妥当性はあると助言を受けた。(資料2)
  - その他市の裁量による控除検討項目
    - ・足立区物件適正価格販売のために位置道路指定の手続上発生した費用
      - (1) 門柱及びブロック塀の撤去工事(約22万円)
      - (2) 位置指定道路の申請手続き費用(約60万円)
- 2 自分の持分について、提示金額を認めるか
- 3 預貯金について、認めるか

## ① 足立区の物件

【売却金額】 12,800,000円

## ※価格の妥当性

引き合いのあった3件のうち1番高額であり、原告側で取得した簡易査定においても1,250万円であったため、売却価格には問題がない。

控除金額 3,454,318円

## 【内訳】

・借地権譲渡承諾料金	1,450,000円
・借地期間20年再設定精算金	1,224,798円
・不動産仲介手数料等売却諸費用	479,520円
・残置物除去費用	300,000円
控除後	<u>9,345,682円</u>

## ※控除金額の妥当性

借地非訟の裁判手続をする時間やコストを考慮すれば、十分合理性を有する金額である。

## ② 自宅の持分

2,120,000円

※市内の自宅の持分については、被告側に評価額の妥当性を証明するよう連絡をしており、被告側としては不動産鑑定簡易鑑定をとることを検討すること。最終的な和解案が裁判所から提示され、裁判所がこの評価額を認めるのであれば、市としてもその金額を認める方向性としたい。

## ③ 預貯金 約87万円（99万円まで法定自由財産となるため）0円

和解予定額①+② 11,465,682円

## 【その他の控除検討項目について】

足立区物件適正価格販売のために位置道路指定の手続上発生した費用

## 1 門柱及びブロック塀の撤去工事費用（約22万円）

足立区からの行政指導があることや、被告所有の建物の敷地のみに関係する問題であるとの説明を考慮した結果、工事費用は売却のために必要な経費として控除することもやむを得ない旨を相手方に連絡済であるが要検討。

## 2 位置指定道路の申請手続き費用（約60万円）

本来の接道義務者である地主の名義で土地家屋調査士に依頼しており、被告が負担すべき費用とは言い難いため、控除することを認めないこととしたい。

（参考）これまでの裁判関係費用

原告団からの弁護士費用請求の残額	約634万円（ <u>一時金100万円支出済</u> ）
1段目訴訟（第1審～第3審）弁護士費用	約200万円
2段目訴訟 着手金	約55万円
仮差押手続費用	約18万円
市訴訟代理人への成功報酬	約68万円
	計975万円

## 和解の方針について

千葉地方裁判所民事第 5 部

標記事件につき、当裁判所は、本件訴訟に至る経緯、被告の財産状況、被告は白井市民の利益を目的として本件処分を行ったのであって、これにより何らの利益を得ていないこと等を踏まえて、和解の方針について、以下のとおり提案する。

- 1 別紙物件目録 1 記載の借地権付き建物については、売却について地主の承諾又は借地非訟手続による承諾に代わる許可を受けた上で、不動産市場において売却し、売却価額から売却に要した費用を控除した残額を原告に対する支払に充てる。
- 2 同目録 2 及び 3 記載の土地建物については、被告持分を、合理的に算定した価額で被告の親族等に対して売却し、売却価額を原告に対する支払に充てる。
- 3 被告の預貯金等については、法定自由財産等（99 万円に満つるまでの現金又はこれに準ずる財産）を控除した残額を原告に対する支払に充てる。
- 4 原告は、上記 1 ないし 3 の支払を受けたときは、被告のその余の支払義務を免除する。

以上

(物件目録)

- 1 所在 東京都足立区、種類 居宅、構造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
床面積 1 階 73.87㎡ 2 階 63.59㎡
- 2 所在 千葉県白井市、地目 宅地、地積 215.13㎡
- 3 所在 千葉県白井市、種類 居宅、構造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建  
床面積 1 階 71.06㎡ 2 階 66.60㎡

上記、裁判所の和解方針に対する原告の立場は次のとおり

- 1 裁判所ご提案の和解の方針については、被告が破産の場合と同等の支払を行うものであり、住民訴訟の判決を踏まえて被告が一定の責任を果たすものと認められるので、おおむね了解いたします。
- 2 ただし、
  - ① 和解の可否は最終的には議会の判断に委ねられていること
  - ② 第 1、2 項については、売却価額が不動産の評価額として客観的に適正であることが前提となること。
  - ③ 第 1～3 項に基づく支払の総額が本訴及び住民訴訟に関して原告が支出した費用の総額と比較して十分でない場合等、和解の条件が全体として相当地でない場合は、和解に応じることができないことについては、念のため留保させていただきます。